

3	被災者生活再建支援金制度
---	--------------

**○被災者生活再建支援金「被災者生活再建支援法」**

地震により住宅が全壊や大規模半壊等の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。

※本制度は、県及び被災者生活再建支援法人並びに（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部の制度ですが、請求の受付は町で行います。

**【対象となる方】**

- ① 住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が半壊の被害を受け、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由（当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要であること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること）により、解体される世帯

※「やむを得ない事由」に該当するかについては、申請先の被災者生活再建支援法人の判断となります。

**【内容】**

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の金額

※加算支援金では、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、加算支援金合計で200万円（補修の場合は100万円）

**【申請期限】**

- ① 基礎支援金 災害のあった日から、13ヶ月の間
- ② 加算支援金 災害のあった日から、37ヶ月の間

## 【必要書類】

※申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

		全壊	全壊		大規模 半壊
			半壊により 解体	敷地被害に より解体	
基礎支援金	①罹災証明書（原本）	○	○	○	○
	②滅失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書			○	
	③住民票	○	○	○	○
	④預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○

※「半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明書を受け、又は住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理にあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。

※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

## 【申込窓口】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

## 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）